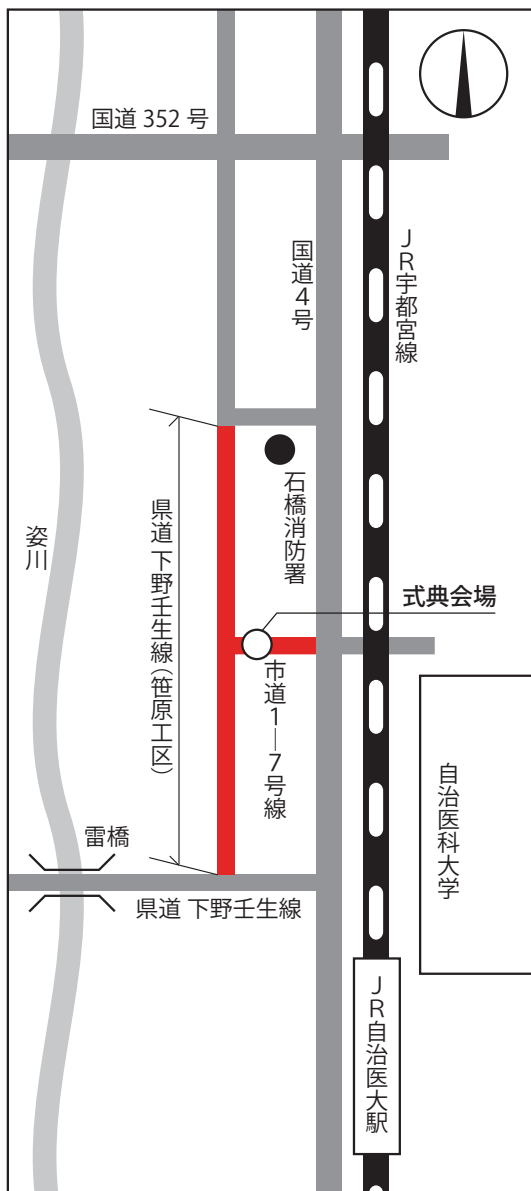




## 自治医大駅西口のエレベーターが完成しました

自治医大駅のバリアフリー整備については、平成24年3月に東口のエレベーターが完成したところですが、このたび西口にもエレベーターが完成し、12月3日、正午より使用を開始します。

本事業は、平成19年2月に策定した「下野市交通バリアフリー特定事業計画」に基づき整備を行ってきましたが、この西口のエレベーターの完成により、市内JR3駅すべての東西口及び駅構内にエ



レベーターが設置されたことになりました。

**■問い合わせ先**  
都市計画課 ☎(48)2114

**■市道1-7号線・県道下野壬生線の開通のお知らせ**

市で整備を進めていました自治医科大学病院の北側を東西に走行する幹線道路で、国道4号祇園原交差点から延伸させた市道1-7号線と、県

で整備を進めていました国道4号と並行して走行する県道

下野壬生線(笹原工区)が同時に完成し、12月21日(土)に開

通となります。

**■一般開放**  
同日 午後2時

**■問い合わせ先**  
建設課 ☎(48)2113

開通式及びび通行可能な一般開放の時間につきましては次のとおりです。

**■開通式**  
12月21日(土)

午前10時

開通記念式典及びアトラクション等も実施しますので、ぜひご覧ください。

**■場所**

市道と県道の交差点付近(国道4号祇園原交差点西側です)。

## 確定申告用の「障がい者控除対象者認定書」

「おむつに係る費用の医療費控除証明書」のお知らせ

### 障がい者控除対象者認定書

介護保険法に規定する要介護認定者のうち65歳以上の方で、申請により障がい者に準ずる者として認定をされた方には「障がい者控除対象者認定書」が交付され、確定申告時に障がい者控除を受けることができます。

認定を受けられる方は、次のいずれにも該当することが必要です。

○要介護認定者で65歳以上の方

○認知症または身体の障がいにより日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難が見られ、介護を必要とする方

○身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳・戦傷病者手帳・原爆症認定書を所持していない方

○おむつに係る費用の医療費控除証明書

確定申告時に、おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降で要介護(要支援)の認定を受けている方は、医師が発行する「おむつ使用証明書」に代わる「おむつに係る費用の医療費控除証明書」の交付を無料で受けることができます。証明を受けられる方は、次のいずれにも該当することが必要です。

○おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降であること。

○市の介護保険被保険者で要介護(要支援)の認定を受けていること。

○寝たきり状態等にあること。

○治療上おむつの使用が必要であること。

交付を希望される方は、高齢福祉課(きらら館内)へお電話ください。該当するかを確認します。

なお、交付には数日間かかりますので、手続きはお早めにお願ひします。

**■申請・問い合わせ先**  
高齢福祉課(きらら館内)

☎(52)1115